

米沢市告示第215号

米沢市空き家・空き地バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米沢市内の空き家及び空き地の有効活用を通して、地域の活性化及び定住促進を図るため、米沢市空き家・空き地バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 次のいずれにも該当する建築物をいう。
 - ア 市内に存する建築物で、現に使用されていないもの（近く使用しなくなるものを含む。）
 - イ 賃貸、分譲等を目的とした建築物でないもの
 - ウ 建築物の所有者等と当該建築物の所在する土地の所有者等が異なる場合は、建築物の所有者等が空き家・空き地バンクに当該建築物を登録することについて、当該土地の所有者等から同意を得ている建築物であるもの
- (2) 空き地 次のいずれにも該当する土地をいう。
 - ア 市内に存する宅地で、現に使用されていないもの（近く使用しなくなるものを含む。）
 - イ 賃貸、分譲等を目的とした土地でないもの
- (3) 所有者等 空き家又は空き地に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利（以下「所有権等」という。）を有する者をいう。
- (4) 空き家・空き地バンク 空き家又は空き地の売買、賃貸等を希望する所有者等からの申込みにより、空き家及び空き地に関する情報を公開し、空き家又は空き地の利用を希望する者に紹介する仕組みをいう。
- (5) 協力事業者 山形県宅地建物取引業協会米沢又は公益社団法人全日本不動産協会山形県本部（以下「協会等」という。）の会員のうち、市内に事業所を置く事業者であって、空き家・空き地バンクにおける媒介業務を行うものとして協会等から本市に通知のあったものをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外による空き家又は空き地の取引を妨げるものではない。

(物件登録の申込み等)

第4条 空き家・空き地バンクに空き家又は空き地に関する情報を登録しようとする所有者等（以下「物件登録申込者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申込書を、市長に提出するものとする。

- (1) 物件登録申込者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 登録する空き家又は空き地の所在地
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申込書には、登録する空き家又は空き地に係る次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 建物及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）その他所有権等を確認できる書類の写し
- (2) 土地の公図の写し
- (3) 登録する空き家又は空き地の概要を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前2項の規定による申込書の提出があったときは、その内容について協力事業者と連携し調査を行い、登録することが適当であると認めるときは、当該申込みの内容を空き家・空き地バンクに登録するものとする。

4 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、その旨を物件登録申込者に通知するものとする。

(物件登録事項の変更及び登録の抹消の届出)

第5条 前条第4項の規定により登録の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、空き家・空き地バンクに登録された空き家又は空き地に関する事項（以下「物件登録事項」という。）に変更があったとき、又は登録の抹消を受けようとするときは、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

(物件登録事項の抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録事項を抹消するものとする。ただし、第3号の事由によるものについては、改めて第4条第1項及び第2項に規定する登録の申込みを行うことにより、再登録するこ

とができるものとする。

- (1) 空き家・空き地バンクに登録された空き家又は空き地（以下「登録物件」という。）に係る所有権等に異動があったとき。
- (2) 登録物件の売買又は賃貸借の契約が締結されたとき。
- (3) 空き家・空き地バンクに登録された日が属する年度の翌年度の4月1日から2年を経過したとき。
- (4) 前条の規定により登録の抹消の届出があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、物件登録事項を抹消したときは、その旨を物件登録者に通知するものとする。

（利用登録の申込み等）

第7条 空き家・空き地バンクを利用し、物件登録事項の提供を受けようとする者（以下「利用登録申込者」）は、次の各号に掲げる事項を記載した申込書を市長に提出するものとする。ただし、利用登録申込者は、登録物件を自己の利用に供する者に限る。

- (1) 利用登録申込者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 利用を希望する空き家又は空き地の条件
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を確認し、登録することが適当であると認めたときは、当該申込みの内容を空き家・空き地バンクに登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、その旨を利用登録申込者に通知するものとする。

（利用登録事項の変更及び登録の抹消の届出）

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、空き家・空き地バンクに登録された利用登録者に関する事項（以下「利用登録事項」という。）に変更があったとき、又は登録の抹消を受けようとするときは、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

（利用登録事項の抹消）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録事項を抹消するものとする。ただし、第2号の事由によるものについては、改めて第7条第1項に規定する登録の申込みを行うことにより、再登録することができる

ものとする。

- (1) 利用登録事項に虚偽があったとき。
- (2) 空き家・空き地バンクに登録された日が属する年度の翌年度の4月1日から2年を経過したとき。
- (3) 前条の規定により登録の抹消の届出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、利用登録事項を抹消したときは、その旨を利用登録者に通知するものとする。

(物件登録事項の公開)

第10条 市長は、物件登録事項の一部を、市のホームページ、広報紙等に掲載し、周知するものとする。

(物件登録事項の提供)

第11条 市長は、必要に応じて物件登録事項を、利用登録者及び協力事業者に提供するものとする。

(交渉の申込等)

第12条 物件登録者との交渉を希望する利用登録者は、次の各号に掲げる事項を記載した申込書を市長に提出するものとする。

- (1) 交渉を希望する登録物件
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、物件登録者及び協力事業者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた協力事業者は、利用登録者と交渉を行い、その結果について、遅滞なく市長に報告しなければならない。

4 市長は、登録物件の売買、賃貸借等に関する交渉及び契約の締結については、直接関与しないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。